

日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示案について

令和 6 年 6 月
消費者庁
国土交通省

I. 改正の背景

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日に施行される。

今般、改正法の施行に伴い、建築物の増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築をする部分を省エネ基準に適合させることが義務付けられることから、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）附則第 4 条第 2 項（既存建築物の増築又は改築の場合の省エネ基準を緩和する経過措置）を廃止することとされている。

日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）別表 2－1（既存住宅に係る表示すべき事項等）の 5－2 一次エネルギー消費量等級のうち等級 3 の説明に用いる文字においては、基準省令附則第 4 条第 2 項を引用して規定している箇所があるところ、基準省令の改正に伴い、同項を引用しない規定とする改正を行う。

II. 改正の内容

日本住宅性能表示基準別表 2－1 の 5－2 の等級 3 の説明に用いる文字について、「（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令附則第 4 条第 2 項の規定により読み替えて適用する基準省令第 5 条第 1 項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）」を削る改正を行う。

III. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 6 年夏頃

施行：令和 7 年 4 月 1 日